

## 特定看護師 Nurse Practitioner



### 特定看護師採用について

当院では、2014年2月に閣議決定された「医療介護総合確保推進法案」に先駆け、「特定行為に係る看護師の研修制度」に対する取り組みとして、「特定看護師」を採用しております。

#### ▶ 特定看護師とは

患者様に関わる診察・治療などのうち、一定の事柄について、医師・歯科医師の包括的な指示のもとに特定の行為を行える看護師の事です。  
これにより、患者様に対して、よりリアルタイムに必要な医療・看護の提供が可能となり、提供する医療サービスの向上に役立っています。

※尚、「特定看護師」という呼称は、日本NP大学院教育協議会の商標登録であり、その使用には一定の条件があります。当院採用の者は条件を満たしているため、「特定看護師」呼称を使用しております。

#### ▶ 当院における特定看護師の役割

担当医師の包括的及び直接的指示・指導のもとに、患者様に必要な医療・看護を提供致します。活動場所は救急外来、手術室、各科診療病棟等、院内のあらゆる場所で活動を行い、診察・診療・看護ほか、患者様の入院生活に関わるあらゆる事柄について医療行為・生活援助・相談業務を行います。

#### ▶ 特定看護師になるためには

看護師免許を取得後5年以上の臨床実務経験を有し、厚生労働省から指定を受けた大学院において2年以上の教育・研修を終了し、その上で日本NP大学院教育協議会（旧日本NP協議会）が実施するNP資格試験に合格する必要があります。